

岬産観第1873号の1
令和7年2月19日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岬町長 田代堯

市町村名 (市町村コード)	岬町 (27366)
地域名 (地域内農業集落名)	多奈川 (西、中、平野、小田平、犬飼、石橋、横手、池谷、佐瀬川、小島)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区は比較的まとまった農地があるが、一筆当たりの農地面積が小さい。
- ・担い手が少ない。アンケートでは、農家の約6割が70歳以上、また8割以上で後継者がいない、若しくは不明という結果だったことから、将来的には高齢化にさらに耕作者が減少し、遊休農地が増加することが懸念される。
- ・イノシシ等の獣害対策が課題。
- ・水路管理や草刈り管理が地元の大きな負担となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・可能な限り、現在の水稻栽培や野菜栽培を主とする営農形態を維持するよう努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	67.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	67.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・現在、地域内で農業上の利用が行われている全ての区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農業委員や農地利用最適化推進委員が農地の出し手・受け手の調整を行うことで、農地の集積・集約化や団地面積の拡大を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

目標地図に基づく貸借を、農地中間管理機構を積極的に活用し隨時実施する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農道の整備や水路の補修など整備が必要な箇所を精査し、補助金を活用した整備事業を検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域外から、地域の実態に即した多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していく。また、農業関係者や地域住民で連携し、相談から定着まで切れ目なく支援していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

JA大阪泉州の農作業委託等を必要に応じ活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①エリア全体での獣害防止柵の設置など、効果的な対策を検討する。

⑦畦畔の草刈りや水路掃除など地元住民が少なくなってくる中で、管理体制を再構築する必要がある。